

吳市教育委員会議題
(令和4年2月18日定例会)

吳市教育委員会

令和4年2月18日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第9号 学校施設の建設計画について
- 4 教議第10号 令和4年度「呉の学校教育」について
- 5 教議第11号 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 6 報告第3号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
- 7 教議第12号 臨時代理の承認について(令和3年度教育費補正予算)
- 8 教議第13号 呉市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の委嘱について

教議第9号

学校施設の建設計画について

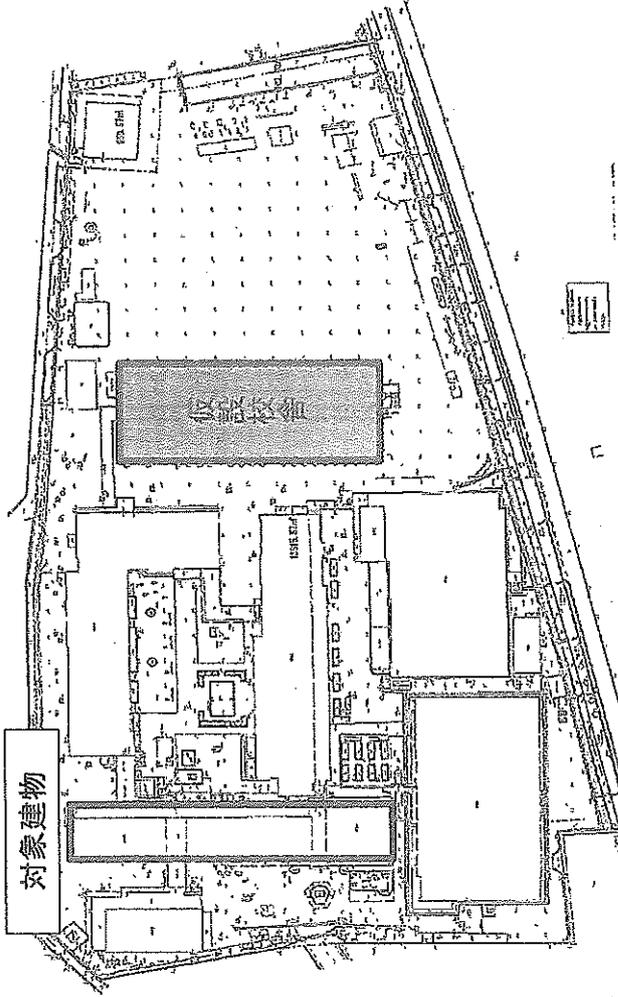
学校施設の建設事業（令和4年度～令和8年度）を次のとおり計画する。

事業名	施設名	事業内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小学校 建設事業	横路小学校	校舎改築 鉄筋コンクリート造 4階建て 2,647㎡, 平屋建て 48㎡	旧校舎 解体	校舎建設	仮設 校舎 解体			
	宮原小学校	校舎改築 構造・階数の検討も含めて設計		設計	校舎建設	旧校舎 解体		
	港町小学校	校舎・体育館改築 構造・階数の検討も含めて設計		設計	プール 解体	仮設校舎 建設など	旧校舎 旧体育館 解体	校舎・体育館 建設
小学校 改修事業	坪内小学校	校舎耐震補強 鉄筋コンクリート造 3階建て 1,024㎡, 4階建て 1,741㎡		設計	耐震補強			
	和庄中学校	校舎改築 鉄筋コンクリート造 3階建て 1,969㎡	旧校舎 解体	校舎建設	仮設 校舎 解体			
中学校 建設事業	安浦中学校	体育館改築 鉄筋コンクリート造 平屋建て 1,135㎡	体育館建設	旧体育館 解体	外構			
	(仮称)天志 義務教育学校	校舎・体育館新築及び校舎増築など 鉄骨造 3階建て 3,368㎡, 2階建て 375㎡	校舎・体育館建設	旧体育館 解体	外構 大規模改修			

(提案理由)

学校施設建物の新增改築計画を定めるため、この案を提出する。

◆横路小学校建設事業



【対象建物】

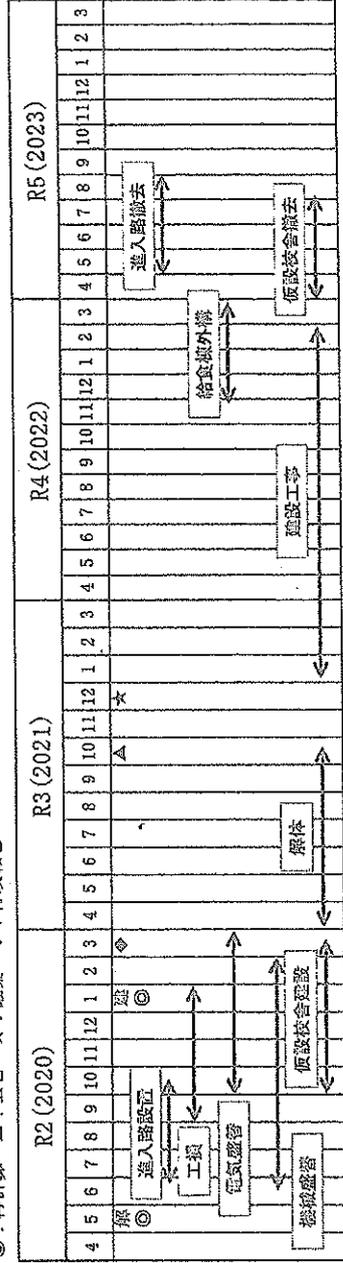
棟番号	棟数	建設年度	面積 (㎡)	Is値	判定	コンクリート強度
⑦-1		S40	767			8.1
⑦-2	1	S48	256	0.32	B	25.3
⑦-3		S52	192			37.0
⑦-4	-	H2	44	新耐震		-
合計	1		1,259			

※コンクリート強度が建替基準 (10N/mm²) を下回るのは⑦-1棟のみであるが、対象建物は全て一体利用している建物のため、一体的に取り壊し整備する。

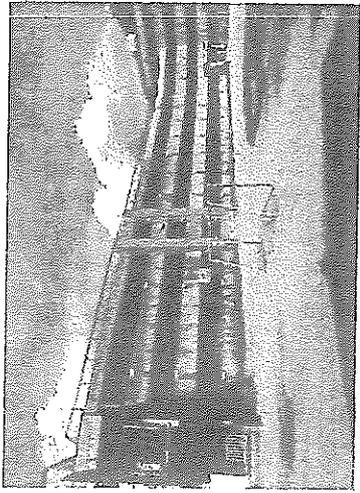
【スケジュール】

- R2 進入路設置工事、
既設設備の機能確保に伴う設備切替工事、
工損調査、仮設校舎建設
- R3 旧校舎解体工事
- R3~R4 校舎建設工事
- R5 仮設校舎、進入路撤去

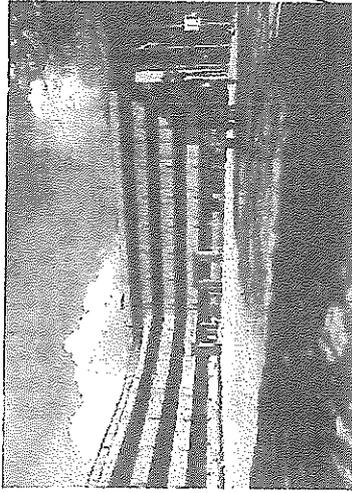
◎：再計算 ▲：公告 ☆：建築 ◆：行政報告



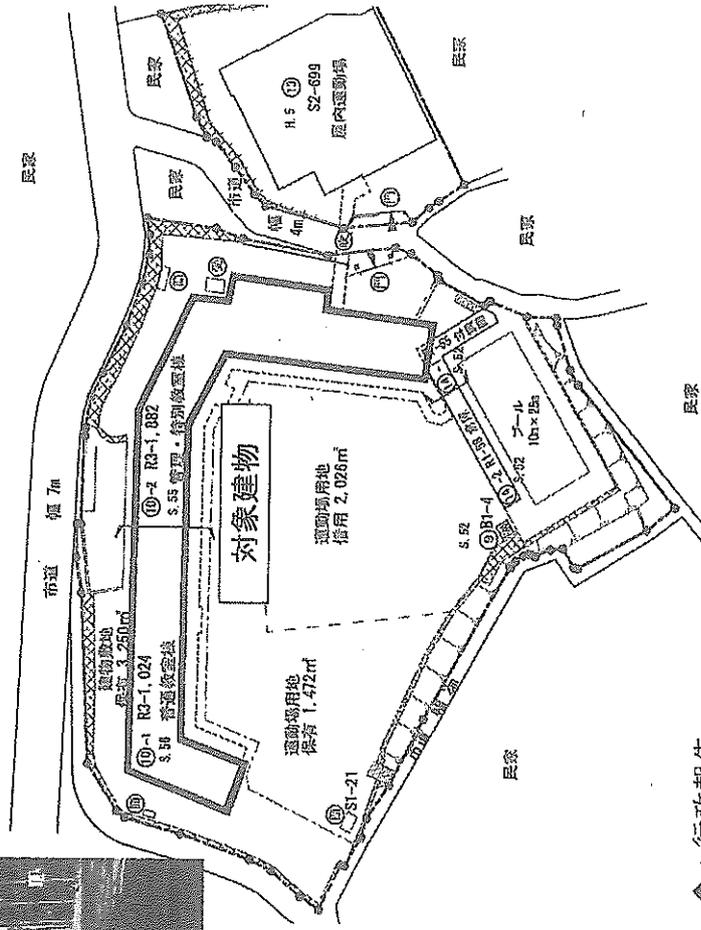
◆坪内小学校改修事業（耐震補強事業）



⑩-1棟



⑩-2棟



【対象建物】

棟番号	棟数	建設年度	面積 (m ²)	Is値	判定	コンクリート強度
⑩-1	1	S55	1,024	0.45	C	41.3
⑩-2	1	S56	1,741	0.34		
合計	1		2,765			

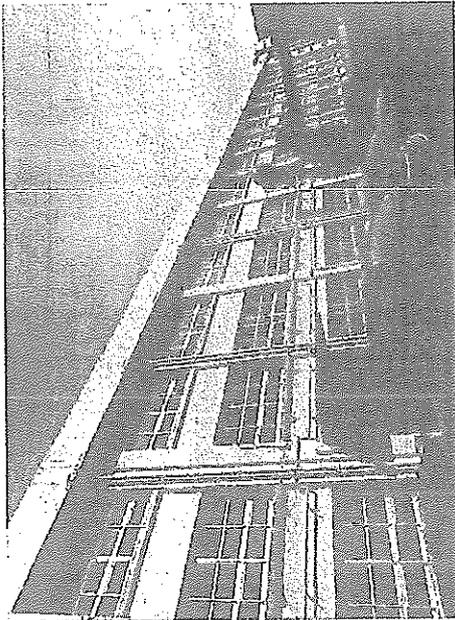
【スケジュール】

R4 実施設計
R5~R6 耐震補強工事

◎：再計算 ▲：公告 ☆：議案 ◆：行政報告

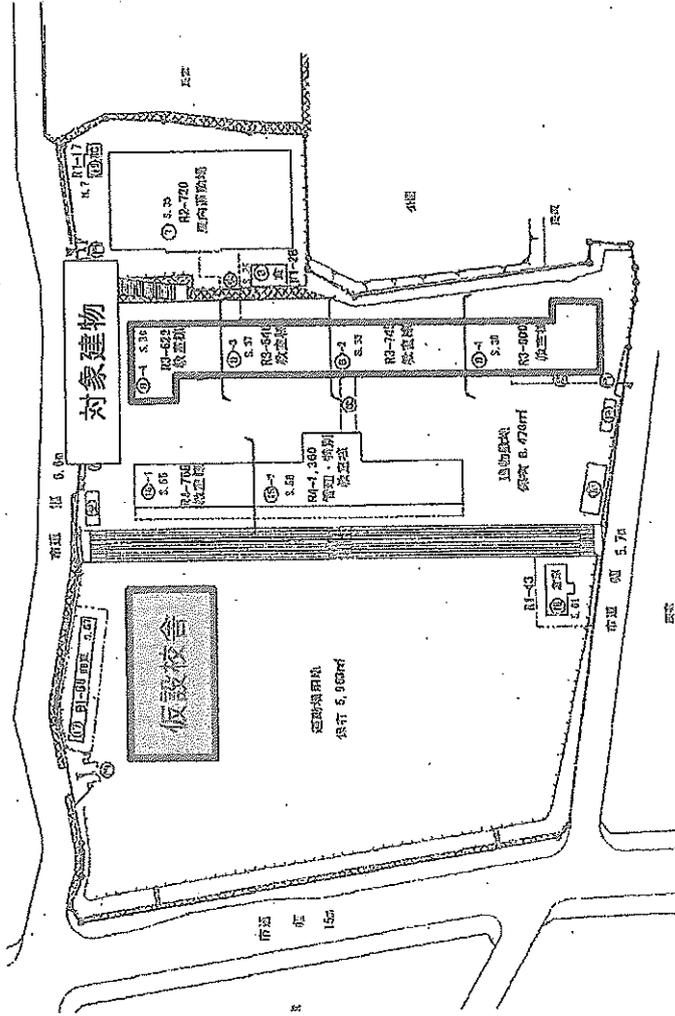
R4 (2022)												R5 (2023)												R6 (2024)											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実施設計 (耐震診断再検討含む)												耐震補強工事																							

◆和庄中学校建設事業



【対象建物】

棟番号	棟数	建設年度	面積(m ²)	Is値	判定	コンクリート強度
⑧-1		S36	800			15.3
⑧-2	1	S36	745	0.25	C	11.9
⑧-3		S37	646			11.4
⑧-4	1	S38	622	0.29	C	9.4
合計	2		2,813			



※コンクリート強度が建替基準(10N/mm²)を下回るのは⑧-4棟のみであるが、対象建物は全て一体利用している建物のため、一体的に取り壊し整備する。

【スケジュール】

- R2 主教室改修工事,
- 工損調査, 仮設校舎建設
- R3 旧校舎解体工事
- R3~R4 校舎建設工事
- R5 仮設校舎撤去

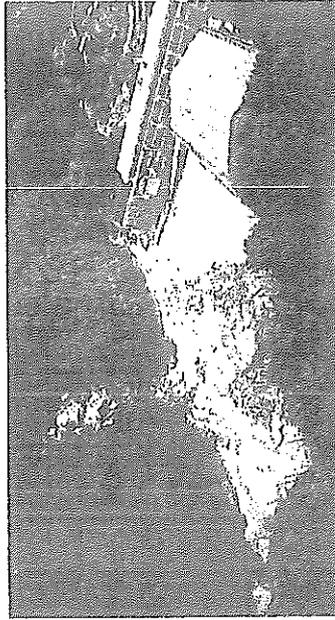
◎: 再計画 △: 公告 ☆: 鑑査 ◆: 行政報告

R2 (2020)												R3 (2021)												R4 (2022)												R5 (2023)											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
主教室⇒配膳室改修												解体												建設工事(外構工事含む)												仮設校舎撤去											
工損												*																																			
◎																																															
△																																															
◆																																															

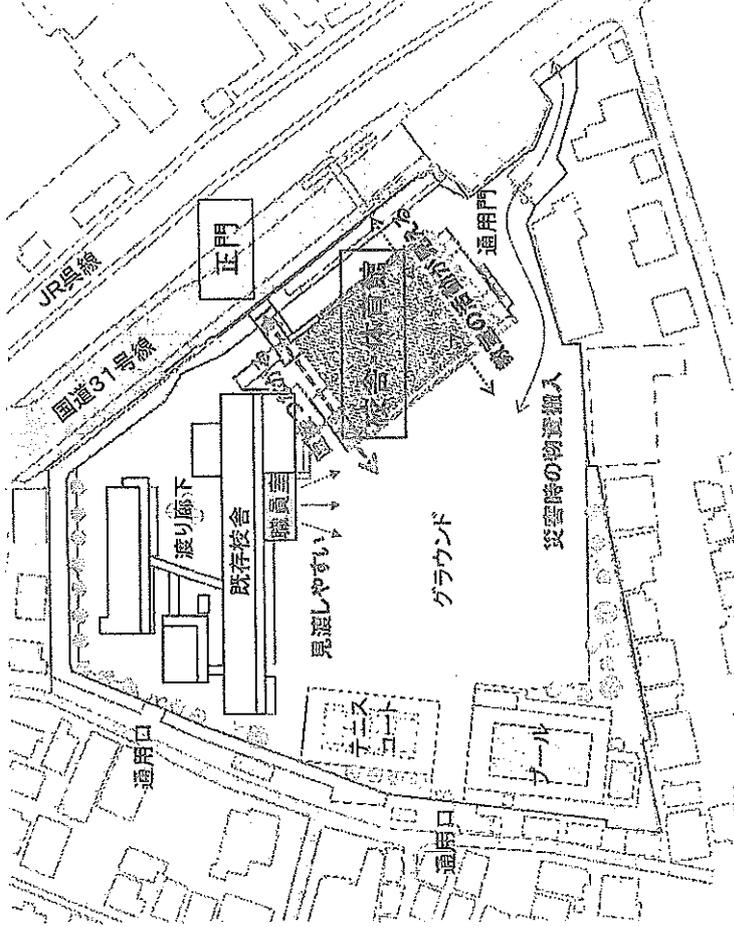
◆ (仮称) 天応義務教育学校建設事業



天応小学校



天応中学校



◎：再計算 ▲：公告 ☆：建築 ◆：行政報告

R2 (2020)												R3 (2021)												R4 (2022)												R5 (2023)											
4	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
実施設計												空調設備												教室改修												大規模改修実施設計											
												教室改修												大規模改修実施設計												大規模改修											
												外構測量設計 (即興・グラウンド)												工損												部室整備											
																								既存解体												外構工事											

【スケジュール】

- R2 実施設計
- R3 空調設置, 教室内装改修工事, 外構測量設計
- R3~R4 校舎等建設工事
- R4 教室内装改修工事, 工損調査, 既存体育館解体工事, 大規模改修実施設計
- R5 大規模改修工事, 外構工事等

未来を創る人材の育成

呉に学び、自分を磨き、未来を創る



呉市では、教育大綱の目標として「若い世代が安心して子どもを産み育て、未来を創る人材を育てるまち」「文化芸術やスポーツに親しみ、生涯を通じて学ぶことができるまち」を掲げています。その実現に向け、令和4年3月、呉市における教育の振興に関する基本的な計画となる「呉市教育振興基本計画」を策定しました。

これらを受け、学校教育においては、これまで進めてきた小中一貫教育の取組を基盤とし、「主体的・対話的で深い学び」を通して、新しい時代に求められる資質・能力を育成する教育活動を展開しています。また、義務教育9年間を見通した教育を推進することはもちろん、幼児教育、高等学校教育等とのつながりを大切にしています。さらに、新しい時代に求められる教育の充実に向け、ICTを効果的に活用し、四つのつながりを重視し、家庭や地域社会と連携しながら、未来を創る人材の育成を目指します。

呉に学び、自分を磨き、未来を創る

【呉の学校教育グランドデザイン】

“つながり”を重視した教育を展開し、新しい時代に求められる資質・能力を育成します！



目指す姿の“つながり”

心身の発達の段階や特性を踏まえ、幼児教育、小中一貫教育（小・中学校）、高等学校教育等を通じて、系統的に資質・能力を育成します。

異年齢や学校段階等間の“つながり”

異年齢の子どもなど、様々な人々と世代を越えた交流を通して、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を養い、自尊感情の向上を図ります。

家庭、地域社会との“つながり”

教育方針や特色ある教育活動の取組、子どもの状況などについて家庭や地域社会の理解を求め、協力を得るとともに、連携を図りながら教育活動を展開します。

「地域の人・もの・こと」との“つながり”

各中学校区の特徴を生かし、地域の人・もの・ことを活用しながら、世界につながる教育、未来につながる教育を展開します。
また、多様な学びを子どもたちが地域等で表現する“学びの発信”を大切にします。

学んだことを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力、人間性等

生きる力

実際の社会や生活で生きて働く
知識及び技能

未知の状況にも対応できる
思考力、判断力、表現力等

生きる力

学習内容、学習対象、学習範囲を広げながら、一人一人のよい所を伸ばし、新しい時代に求められる資質・能力を育成します

小中一貫教育

中1ギャップの解消と自尊感情の向上のための取組を基盤とした資質・能力の育成

幼児教育

前期

中期

後期

小1

小2

小3

小4

小5

小6

中1

中2

中3

高等学校教育等

目指す姿

であう

- ・先生や友達にであう
- ・地域の人・もの・ことにであう

かかわる

- ・地域の人・もの・こととかわる

つながる

- ・地域の人・もの・こととつながる

貢献する

- ・自他の成長のために貢献する
- ・地域社会に貢献する

創り出す

- ・持続可能な社会の創り手として新たな価値を創り出す



【広島県の15歳の生徒に付けさせたい力】
自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力

カリキュラムマップ 各中学校区で設定した資質・能力の育成に向け、総合的な学習の時間を核として、9年間を見通した教育活動の全体像

呉版年間指導計画 カリキュラムマップに基づき、資質・能力を育成するために、より効果的に各教科等の単元等を配列した各学年の年間指導計画

地域社会課題解決型キャリア教育カリキュラムなど
持続可能な地域社会の構築に向けた探究的なカリキュラム

呉版接続カリキュラム アプローチカリキュラム（年長）、スタートカリキュラム（小1）
保幼小の円滑な接続により、「育ってほしい姿」に向かうプロセスを大切に、安心して自己発揮できる教育・保育活動や環境等を創造するカリキュラム

カリキュラム・マネジメントの充実

連携・協働

家庭・地域社会

令和4年度 「呉の学校教育」の 充実のための取組

ICTの
効果的活用！

学びが変わる

働き方が変わる

防災教育の充実

児童生徒の「自分の命は自分で守る」力の育成

授業改善の推進

子どもの問いを生かした「考える授業づくり」の推進

働き方改革の推進

「学校における働き方改革取組方針」の徹底

1 義務教育の充実

(1) 幼児教育の充実

- ◆ 体験を重視した教育の推進
- ◆ 義務教育とつなぐ幼児教育の推進
- ◆ 接続カリキュラムに基づく教育内容づくりの推進



(2) 小中一貫教育を基盤とした「つながり」を重視する教育の推進

- ◆ 小中一貫教育の推進
- ◆ 義務教育学校の教育の展開
- ◆ 「人・もの・こと」を活用した教育の活性化



(3) 特別支援教育の推進

- ◆ 特別支援学級指導員の配置
- ◆ 学校教育指導補助員の配置
- ◆ 専門家による巡回相談
- ◆ 就学相談・教育相談の充実

(4) ICTを活用した教育の推進

- ◆ 学校ICT環境の充実
- ◆ タブレット端末を活用した教育の推進
- ◆ 感染症や災害等の事態に対応したオンライン授業



(5) 英語教育の推進

- ◆ 外国人講師や加配講師による英語指導
- ◆ 中学校教員が小学校に乗り入れて行う英語授業

(6) 豊かな心と体を育てる体験活動の充実

- ◆ ふるさと文化探訪などによる郷土を愛する心の育成
- ◆ 文化芸術体験
- ◆ トップアスリートの派遣
- ◆ 部活動指導員の配置



(7) 読書活動の推進

- ◆ 読書習慣の形成に向けた取組
- ◆ 学校図書館の利活用
- ◆ 読書習慣の形成を支える環境整備



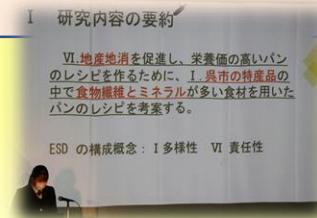
(8) 教職員・組織の活性化

- ◆ 働き方改革の推進
- ◆ 教職員の育成と組織の活性化

2 高等学校教育の充実

(1) 総合学科の特色を生かした教育の推進

- ◆ 多様な科目選択による学際的な学びの展開
- ◆ ESD・SDGsを基軸とした教育内容づくりの推進
- ◆ ICT機器を活用したより探究的な学習の充実や個別最適化された学びの実現, 情報活用能力の育成



(2) 自立と社会貢献への意識を育てる教育の推進

- ◆ 部活動・学校行事の充実による自主性・自立性の育成
- ◆ ボランティア活動への積極的参加による社会貢献の意識の醸成



3 安全・安心な教育環境の充実

(1) 安全・安心で快適な環境整備

- ◆ 学校施設の長寿命化
- ◆ ユニバーサルデザインに配慮した安全・安心で快適な教育環境づくり
- ◆ 登下校時や休日等の安全確保



(2) 就学等への支援

- ◆ 経済的に困っている家庭への就学支援
- ◆ 遠距離等通学費に対する支援
- ◆ スクールバス・スクールタクシーによる通学支援
- ◆ 母国語通訳による支援など外国籍等の子どもの受入体制の充実

(3) いじめなどの問題行動や不登校への取組

- ◆ 早期発見・早期対応の体制の充実
- ◆ スクールカウンセラーの派遣
- ◆ スクールソーシャルワーカーの派遣
- ◆ 適応指導教室の運営
- ◆ メンタルフレンドの派遣
- ◆ スペシャルサポートルームの設置
- ◆ 生徒指導の三機能を生かした授業づくり



(4) 防災教育の推進

- ◆ 呉市学校防災週間
- ◆ 「呉市防災教育のための手引き」の活用



呉市が進める小中一貫教育

平成19年度から、全ての中学校区が小中一貫教育を基盤として教育活動を展開しています。各中学校区が創意工夫をしながら、特色ある取組を進めています。

呉市が進める
小中一貫教育のあゆみ等

呉の小中一貫教育
関係法令等



改善

検証

- ・学校評価
- ・学力調査に関する指導方法等の改善計画
- ・体力向上に関する指導方法等改善
- ・各中学校区の検証の指標

カリキュラム・マネジメントの充実

計画

中学校区の特徴ある取組

小中教職員で進める授業改善

第5次呉市長期総合計画、
呉市教育大綱、呉市教育振興基本計画

呉の学校教育グランドデザイン

児童生徒や学校、地域の実態把握

中学校区で育成を目指す資質・能力の設定

中学校区研究推進計画

カリキュラムマップ

呉版年間指導計画

児童生徒で創る学び



小中合同企画会議「子どもサミット」
児童会・生徒会を中心に、学校や地域のためにできることを企画・実行。(宮原中学校区)



異学年で行う縦割り掃除
学年の枠を超えて協力。掃除後は、上級生を中心に振り返りをします。(両城中学校区)



小中合同で学ぶ・遊ぶ学園朝会
施設一体型の良さを生かした学園朝会。児童生徒の交流は大人気です。(広南中学校区)



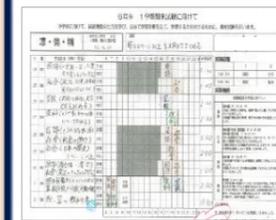
まちづくり討論会で深める防災学習
専門家や地域の方を招き、小5・6、中1がまちの未来の姿を意見交流。(天応中学校区)



体験しながらよく(4・9)ばり交流
中3が総合的な学習の時間に創作した神楽を、小4が体験。(警固屋中学校区)



“SNSルール3カ条”でいじめ撲滅
生徒会考案のSNSルールで、いじめ撲滅の意識を高めています。(小5以上)(吉浦中学校区)



小学校高学年からの期末テスト
小5・6で実施。児童は学習計画を立て、家庭学習に取り組んでいます。(呉中央中学校区)



中学校教諭による乗り入れ授業
中学校教諭が専門性を生かして指導。この日は、持久走のコツをマスター!(広中央中学校区)

子どもの問いを生かした「考える授業づくり」

導入は短時間で!



児童生徒が生み出す問い
新たな出会いによって、“ずれ”や“隔たり”、“あこがれ”を感じさせるなど、児童生徒が問いを生み出すような手立てを講じよう。

児童生徒の問いを基にした学習課題
児童生徒から問いを引き出し、そのときの発言(気づきなど)を生かして、学習課題を設定しよう。

指導者が話しすぎず、児童生徒の思考の時間を確保します。

問いの解決に向けた“思考を促す発問”

考えるための技法を活用させる発問例

順序付ける	どれがより〜でしょうか。
比較する	AとBを比べて同じ(違う)ところはどこでしょうか。
分類する	どのように分けることができるでしょうか。
関連付ける	AとBにはどのような関係があるでしょうか。Aが〜なのは、なぜでしょうか。
多面的・多角的に見る	Aの立場なら、どうでしょうか。〜の面では、どうでしょうか。
理由付ける	なぜ、〜なのでしょう。なぜ、そう考えたのですか。
具体化する	自分たちの周りで考えると、どんなものがあるでしょうか。

“発問”見直しポイント!

- 何のための発問なのか、意図が明確である。
- どのような言葉で問うか、吟味されている。

児童生徒の反応を想定しながら発問計画を立て、学習指導案に位置付けましょう。また、発問するときは、「話す速さ」「声の出し方」「間の取り方」「表情」など、児童生徒をひきつける工夫をすることが大切です。

実行

【新規事業】令和4・5年度小中で創る「未来の学び」実践事業

呉の学校教育の方向性を踏まえ、小中一貫教育を基盤とし、これからの時代に求められる資質・能力の育成に向けた研究を行い、その成果を普及する。



中学校区の特徴ある研究

目指す子どもの姿の実現に向け、小中教職員が協働して、特色ある研究を進めます。

専門的知見に基づく研究

講師を招聘し、理論研修や授業研究を行い、専門的知見に基づいて研究を深めます。

研究成果を普及

指定2年目には研究公開し、“子どもの姿”で研究の成果を普及します。(令和5年度研究公開)

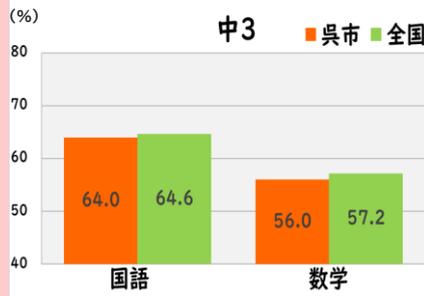
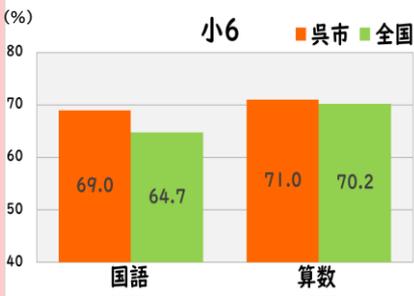


<取組の成果>

1 義務教育の充実

令和3年度全国学力・学習状況調査

国語, 算数・数学の平均正答率

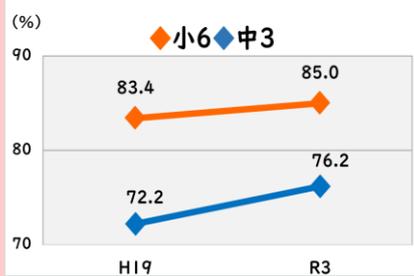


令和3年度 全国体力・運動能力, 運動習慣等調査

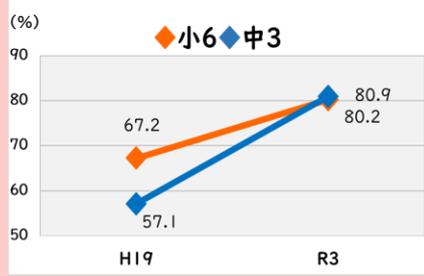
運動やスポーツが好き
(肯定的回答をした児童生徒の割合)



将来の夢や目標をもっている
(肯定的回答をした児童生徒の割合)

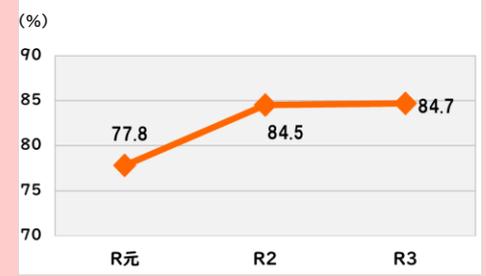


自分にはよいところがある
(肯定的回答をした児童生徒の割合)



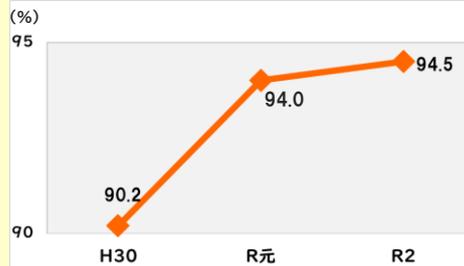
学校の業務改善に係るアンケート調査

日々の業務の中で充実感を得られている
(肯定的回答をした教職員の割合)



2 高等学校教育の充実

呉高等学校に行かせてよかった
(肯定的回答をした保護者の割合)



令和3年度オープンスクール

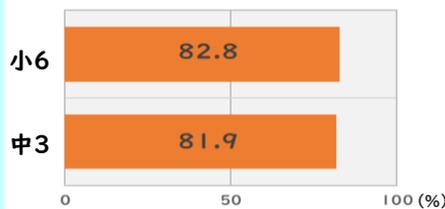
新型コロナウイルス感染症対策を徹底し, 多くのボランティア生徒が主体となり運営しました。



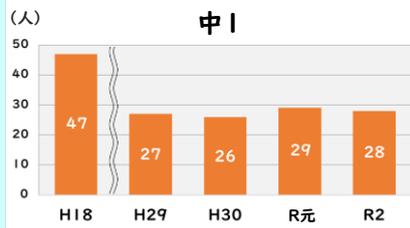
3 安全・安心な教育環境の充実

令和3年度全国学力・学習状況調査

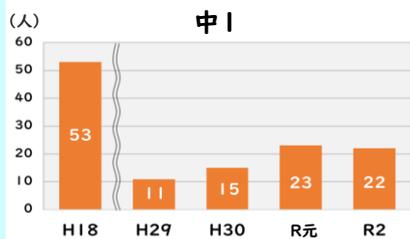
学校に行くのは楽しい
(肯定的回答をした児童生徒の割合)



不登校生徒数の推移



暴力行為加害生徒数の推移



防災教育に係る児童の姿

スーパーボランティアの尾島さんへ手紙を送りました。次の日, 登校すると先生が「尾島さんが今日来られるよ。」と言われ, 私は驚きでいっぱいでした。自分達が出した手紙で学校まで来てくれて, うれしいと思いました。

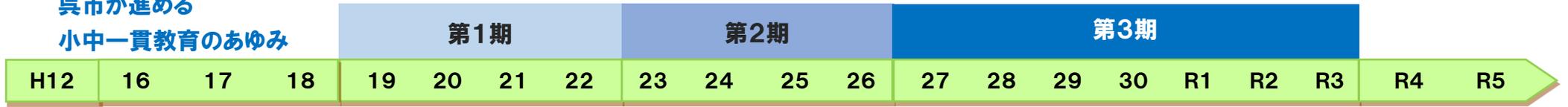
久しぶりに会った尾島さんは, 元気でパワフルでした。尾島さんのお話から, 支援するには「勇気」が必要だと学びました。

私は将来, 尾島さんのように, 元気でパワフルなボランティアになりたいです。
(小6)



呉市が進める

小中一貫教育のあゆみ



中1ギャップの解消と自尊感情の向上に重点を置いた取組

資質・能力の育成に向けた取組

文部省から、現在の呉中央学園（五番町小、二河小、二河中）が
小中連携の研究開発の指定を受け、研究開始

中央教育審議会へ報告

中央教育審議会答申「新しい義務教育を創造する」

教育基本法改正

呉市の全中学校区で小中一貫教育を開始

小中一貫教育全国サミットin呉の開催

中央教育審議会 初等中等教育分科会にて成果を報告

学校教育法一部改正（小中一貫教育制度の導入）

呉市教育振興基本計画策定
呉市教育大綱策定
第五次呉市長期総合計画策定
「呉の学校教育」ブランドデザイン策定

全ての中学校区で
研究公開

小中で創る「未来の学び」実践事業を開始（二年指定）

天応中学校区に義務教育学校を創設



呉市の小中一貫教育の特徴は？

呉市では、中学校区で学校教育目標や目指す児童生徒像を掲げ、その達成に向けて、育成を目指す資質・能力を4・3・2区分の各区分で設定しています。その資質・能力の育成に向け、各中学校区が特色を生かしながら、カリキュラムマップや各種計画に基づく実践を進めています。

※4・3・2区分…前期(小1～小4), 中期(小5～中1), 後期(中2, 中3)

各中学校区でどのように取組を進めているの？

小中一貫教育を推進するために、各学校の校長、教頭、小中一貫教育推進コーディネーター等からなる「推進協議会」を設定し、研究の基本方針や年間計画の立案などを行っています。

また、中学校区の研究主題の実現に迫るための部会を位置付け、各部会の目標・方策を共有しながら組織的に取り組んでいます。



小中一貫教育推進コーディネーターって？

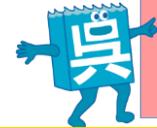
呉市では、小中一貫教育を中心となって進める「小中一貫教育推進コーディネーター」を各校に位置付けています。

「小中一貫教育推進コーディネーター」は、校区内の学校をつなぎ、推進協議会や研修会、小中合同行事等の取組を進めるための企画・運営・調整を行う役割を担っています。

これからの呉市の小中一貫教育について教えて！

呉市の25中学校区では、これまで進めてきた小中一貫教育を基盤として、より一層、中学校区の特色を生かしながら、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた取組を進めていきます。

そのモデルとして、「小中で創る『未来の学び』実践事業」として中学校区を指定し、研究による成果を普及させることで、呉市全体の教育の質の向上を図っていきます。



関係法令等

(平成18年改正)

義務教育の目的

教育基本法 第5条第2項

義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

(平成19年改正)

義務教育の目標(10項目)

学校教育法 第21条

義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成18年法律第120号)第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- (1) 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- (2) 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (3) 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- (4) 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- (5) 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- (6) 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- (7) 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- (8) 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- (9) 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- (10) 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

小学校の目的

学校教育法 第29条

小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

中学校の目的

学校教育法 第45条

中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

(平成27年一部改正)

学校の範囲

学校教育法 第1条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

呉市では・・・

(平成20年一部改正)

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則 第4章第19条

校長は、義務教育の9年間で一貫した教育を推進し、法に掲げる義務教育の目標の達成に努めなければならない。

教議第11号

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を
改正する規則

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年呉市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第9条関係）		別表第2（第9条関係）	
特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間	特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間
(1)～(15) 略		(1)～(15) 略	
(16) 配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。以下この号において同じ。）を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため（中学校就学の始期に達するまでの子（以下この号において「中学校就学前の子」という。）を養育する場合にあっては、当該中学校就学前の子の看護のため）、又は中学校就学前の子を養育する職員が当	1の年度において5日（以下「基本日数」という。）を超えない範囲内で必要と認める日又は時間。ただし、 <u>中学校就学前の子を2人以上養育する場合には、基本日数に当該中学校就学前の子の看護又は当該中学校就学前の子についてアからウまで掲げる事項を行うために5日を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間とする。</u>	(16) 配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。以下この号において同じ。）を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため（ <u>義務教育終了前の子等を2人以上養育する場合には、基本日数に当該義務教育終了前の子等の看護又はアに定める事項を行うために5日を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間とする。</u>	1の年度において5日（以下「基本日数」という。）を超えない範囲内で必要と認める日又は時間。ただし、 <u>義務教育終了前の子等を2人以上養育する場合には、基本日数に当該義務教育終了前の子等の看護又はアに定める事項を行うために5日を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間とする。</u>

該中学校就学前の子
について次に掲げる
事項を行うため、勤
務しないことが相当
であると認められる
場合

ア 疾病の予防のた
めに予防接種又は
健康診断を受けさ
せること。

イ 感染症の予防の
ため又は気象警報
等により、在籍す
る学校等が臨時に
休業となった場合
の世話

ウ 在籍し、又は
在籍することとなる
学校等が実施する
行事への出席

終了前の子等の看護
のため)、又は次の
ア若しくはイに掲げ
る職員が当該ア若し
くはイに定める事項
を行うため、勤務し
ないことが相当であ
ると認められる場合

ア 義務教育終了前
の子等を養育する
職員 当該義務教
育終了前の子等に
係る次の事項

(ア) 疾病の予防の
ために予防接種
又は健康診断を
受けさせるこ
と。

(イ) 感染症の予防
のため又は気象
警報等により、
在籍する学校等
が臨時に休業と
なった場合の世
話

(ウ) 在籍し、又は
在籍することと
なる学校等が実
施する行事への
出席

イ 義務教育終了前
の子等以外の子
(満18歳に達す
る日以後の最初の
3月31日までの
間にある子に限
る。)を養育する
職員 当該義務教
育終了前の子等以
外の子に疾病の予

		防のために予防接 種又は健康診断を 受けさせること。
(17)～(24) 略		(17)～(24) 略

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則は、令和4年1月1日から適用する。

(提案理由)

広島県において、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

職員の仕事と家庭を両立できる職場環境づくりの推進のため、広島県において、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部が改正されたことに伴い、呉市立呉高等学校教職員の特別休暇に関する所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

家族を看護するための特別休暇について、疾病の予防を図るために予防接種又は健康診断を受けさせる場合、義務教育終了前の子又は満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害のある子も対象にするなど、要件を拡大します。

3 施行期日

公布の日から施行し、改正後の呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則は、令和4年1月1日から適用します。

旧		新	
別表第2 (第9条関係)		別表第2 (第9条関係)	
特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間	特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間
略		略	
(16)配偶者、父母、配偶者の父母、子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)若しくは孫(子の子をいう。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。以下この号において同じ。)を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため(中学校就学の始期に達するまでの子(以下この号において「中学校就学前の子」という。)を養育する場合にあっては、当該中学校就学前の子の看護のため)、又は中学校就学前の子を養育する職員が当該中学校就学前の子について次に掲げる事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。 イ 感染症の予防の	1の年度において5日(以下「基本日数」という。)を超えない範囲内で必要と認める日又は時間。ただし、 <u>中学校就学前の子を2人以上養育する場合には、基本日数に当該中学校就学前の子の看護又は当該中学校就学前の子についてアからウまでに掲げる事項を行うために5日を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間とする。</u>	(16)配偶者、父母、配偶者の父母、子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)若しくは孫(子の子をいう。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。以下この号において同じ。)を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため(義務教育終了前の子又は満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害のある子(以下この号において「義務教育終了前の子等」という。))を養育する場合にあっては、 <u>当該義務教育終了前の子等の看護のため)、又は次のア若しくはイに掲げる職員が当該ア若しくはイに定める事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合</u> ア 義務教育終了前の子等を養育する職員 当該義務教	1の年度において5日(以下「基本日数」という。)を超えない範囲内で必要と認める日又は時間。ただし、 <u>義務教育終了前の子等を2人以上養育する場合には、基本日数に当該義務教育終了前の子等の看護又はアに定める事項を行うために5日を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間とする。</u>

ため又は気象警報等により、在籍する学校等が臨時に休業となった場合の世話

ウ 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席

略

育終了前の子等に係る次の事項

(ア) 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。

(イ) 感染症の予防のため又は気象警報等により、在籍する学校等が臨時に休業となった場合の世話

(ウ) 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席

イ 義務教育終了前の子等以外の子（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。）を養育する職員 当該義務教育終了前の子等以外の子に疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。

略

報告第3号

新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

学校安全課

1 概要

発生日	学校名	患者	臨時休業
1月24日(月)	呉市立小学校 (4校)	児童8名	なし(消毒なし)
	呉市立学校 (3校)	生徒4名	なし(消毒なし)
1月25日(火)	呉市立小学校 (11校)	児童16名	なし(消毒なし)
	呉市立中学校 (4校)	生徒4名	なし(消毒なし)
1月26日(水)	坪内小学校	児童1名	1月27日(木)
	呉市立小学校 (4校)	児童4名	なし(消毒なし)
	呉市立中学校 (2校)	生徒2名	なし(消毒なし)
1月27日(木)	三坂地小学校	児童1名	1月28日(金)~1月29日(土)
	呉中央小学校	児童1名	1月28日(金)
	呉中央中学校	—	1月28日(金) ※呉中央小学校の臨時休業に伴う
	天応小学校	児童1名	1月28日(金)
	天応中学校	—	1月28日(金) ※天応小学校の臨時休業に伴う
	昭和北小学校	児童2名	1月28日(金)
	安登小学校	児童1名	1月28日(金)~1月29日(土)
	和庄中学校	生徒1名	1月28日(金)~1月29日(土)
	呉市立小学校 (4校)	児童6名	なし(消毒なし)
1月28日(金)	白岳小学校	教職員1名 児童2名	1月29日(土)~1月31日(月)
	広小学校	児童2名	1月29日(土)~1月30日(日)
	荘山田小学校	児童1名	1月29日(土)~1月30日(日)
	安浦中学校	生徒1名	1月29日(土)~1月30日(日)
	呉市立小学校 (2校)	児童2名	なし(消毒なし)
	呉市立中学校 (4校)	生徒4名	なし(消毒なし)
1月29日(土)	三坂地小学校	児童2名	1月28日(金)~1月30日(日)
	昭和西小学校	児童1名	1月30日(日)~1月31日(月)
	安浦小学校	児童1名	1月30日(日)
	横路中学校	教職員1名	1月30日(日)~1月31日(月)

	昭和北中学校	生徒1名	1月30日(日)~1月31日(月)
	呉市立小学校(1校)	児童1名	なし(消毒なし)
	呉市立中学校(1校)	生徒1名	なし(消毒なし)
1月30日(日)	広中央中学校	生徒1名	1月31日(月)
	警固屋中学校	生徒1名	1月31日(月)
	呉高等学校	生徒1名	1月31日(月)
	呉市立小学校(7校)	教職員1名 児童6名	なし(消毒なし)
1月31日(月)	呉市立小学校(6校)	教職員2名 児童6名	なし(消毒なし)
	呉市立学校(5校)	生徒5名	なし(消毒なし)
2月1日(火)	仁方小学校	児童1名	2月2日(水)~2月3日(木)
	白岳小学校(1学級)	児童3名	2月2日(水)~2月4日(金)
	広小学校	児童2名	2月2日(水)~2月3日(木)
	横路小学校	児童2名	2月2日(水)~2月3日(木)
	呉市立小学校(4校)	児童4名	なし(消毒なし)
	呉市立学校(2校)	10歳代2名	なし(消毒なし)
2月2日(水)	横路小学校	児童1名	2月2日(水)~2月4日(金)
	官原小学校	児童1名	2月3日(木)
	吉浦小学校	児童1名	2月3日(木)
	和庄中学校	生徒1名	2月3日(木)
	呉市立小学校(1校)	児童1名	なし(消毒なし)
	呉市立学校(1校)	生徒1名	なし(消毒なし)
2月3日(木)	呉中央小学校	児童1名	2月4日(金)~2月5日(土)
	仁方中学校	生徒1名	2月4日(金)~2月5日(土)
	呉中央中学校	—	2月4日(金)~2月5日(土) ※呉中央小学校の臨時休業に伴う
	呉市立小学校(2校)	児童2名	なし(消毒なし)
2月4日(金)	呉中央小学校(1学級)	児童1名	2月4日(金)~2月6日(日)
	呉市立小学校(4校)	児童4名	なし(消毒なし)
	呉市立中学校(3校)	教職員1名 生徒2名	なし(消毒なし)
2月5日(土)	吉浦小学校	教職員1名	2月6日(日)
	呉市立中学校(1校)	生徒1名	なし(消毒なし)
2月6日(日)	呉市立小学校(1校)	児童1名	なし(消毒なし)
	呉市立中学校(1校)	生徒1名	なし(消毒なし)

2月 7日(月)	呉市立小学校 (4校)	児童4名	なし (消毒なし)
	呉市立中学校 (1校)	生徒1名	なし (消毒なし)
2月 8日(火)	阿賀小学校	児童1名	2月9日(水)~2月11日(金)
	片山中学校	生徒1名	2月9日(水)~2月11日(金)
	呉市立小学校 (2校)	児童2名	なし (消毒なし)
	呉市立中学校 (2校)	生徒2名	なし (消毒なし)
2月 9日(水)	阿賀小学校 (1学級)	児童1名	2月10日(木)~2月11日(金)
	呉市立小学校 (3校)	生徒3名	なし (消毒なし)
2月10日(木)	郷原小学校 (1学級)	児童1名	2月11日(金)~2月12日(土)
	和庄小学校 (1学級)	児童1名	2月11日(金)~2月12日(土)
	呉中央中学校(1学級)	生徒1名	2月11日(金)
	呉市立小学校 (5校)	教職員2名 児童3名	なし (消毒なし)
	呉市立中学校 (2校)	生徒2名	なし (消毒なし)
2月11日(金)	和庄中学校	教職員1名 生徒1名	2月12日(土)~2月13日(日)
	呉市立中学校 (1校)	生徒1名	なし (消毒なし)
2月12日(土)	宮原小学校 (1学級)	児童1名	2月13日(日)
	荘山田小学校(2学級)	児童2名	2月13日(日)
	呉市立小学校 (1校)	児童1名	なし (消毒なし)
	呉市立中学校 (1校)	生徒1名	なし (消毒なし)
2月13日(日)	呉市立小学校 (4校)	児童6名	なし (消毒なし)
	呉市立中学校 (1校)	生徒1名	なし (消毒なし)
2月14日(月)	呉市立小学校 (7校)	児童9名	なし (消毒なし)
	呉市立小学校 (4校)	児童6名	なし (消毒なし)
2月15日(火)	呉市立中学校 (2校)	生徒2名	なし (消毒なし)
	呉市立小学校 (1校)	児童1名	なし (消毒なし)
2月16日(水)	呉市立中学校 (1校)	生徒1名	なし (消毒なし)
	仁方小学校	児童1名	2月18日(金)
2月17日(木)	宮原小学校	児童1名	2月18日(金)~2月19日(土)
	呉市立中学校 (1校)	生徒1名	なし (消毒なし)

※ 令和4年1月24日から令和4年2月17日まで

- ・ 陽性者が発生した学校： 47校 (小：29校, 中高：18校)
- ・ 陽性となった学校関係者：194名 (児童134名, 生徒50名, 教職員10名)
- ・ 臨時休業を実施した学校： 29校 (小：18校, 中高：11校)

2 「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止のための集中対策期間（令和4年1月8日（土）～2月20日（日））における学校の対応

(1) 基本的な感染拡大防止対策の徹底

- ・児童生徒又は教職員等に発熱等の症状がある場合には早めの受診を勧め、自宅等での休養を徹底すること。同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とする。
- ・飲食時においては、マスクを外した状態での会話は行わないよう、黙食の指導を徹底すること。また、登下校時の飲食は控え、すみやかに帰宅するよう児童生徒に指導すること。
- ・休日において不要不急の外出を控える、友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、感染が広がらないよう注意すること。
- ・臨時休業等で自宅待機となった児童生徒には、重点措置の趣旨を理解させ、児童同士及び生徒同士で会うことを控えるよう指導すること。

(2) 授業

- ・原則、対面とする。
- ・分散登校や臨時休業等となった場合、タブレット端末等を活用し、オンライン授業、動画配信、学習課題の配布及び回収、健康観察等をできる範囲で実施すること。
- ・次の活動は、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高いことから、実施しないこと。
 - 「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(3) 部活動について

- ・生徒の健康・安全の確保のため、教職員等が活動状況を確認し、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動等は実施しないこと。
- ・感染リスクを低減させた上で、活動を平日（週休日及び休日を除く日をいう。）のみとすること（ただし、大会、コンクール出場はこの限りではない。）。また、学校が独自に行う他校との練習試合、合同練習（合同チームは除く。）及び宿泊を伴う活動（大会、コンクール出場は除く。）は行わないこと。
- ・部室や更衣室等で密になることや食事は避け、短時間の利用とすること。

(4) 学校行事について

- ・修学旅行等、校外における活動は、行先の感染状況等を踏まえ慎重に実施の可否を検討すること。

(5) 寄宿舍における感染症対策

- ・寄宿舍から自宅へ帰省する際には、移動を最小限にするなど、可能な限り感染リスクを減ずるよう指導すること。

(6) 学校訪問

- ・学校訪問については、呉市教育委員会と協議の上、訪問の可否を決定する。訪問する場合においても、最小限の人数で、感染予防対策を徹底した上で訪問することとする。

(7) その他

- ・参観日については、原則行わない。ただし、進路説明会、入学説明会及び修学旅行説明会等、この時期に実施する必要があるものについては、十分な感染症対策を講じた上で実施すること。なお、実施について判断に困った場合は、学校安全課まで連絡してください。

